明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二五三）　二
○環境省組織令の一部を改正する政令（二五四）　三
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五五）　四
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二五六）　五
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五七）　六
○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（二五八）　九
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五六）　一〇
○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令（同五七）　一〇
○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（同五八）　一〇

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八五）　一〇
○減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（財務五二）　一〇
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境二一）　一〇

〔告　示〕
○道路に関する件（関東地方整備局三八二）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一五四、一五五）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
独立行政法人北方領土問題対策協会
平成二十四事業年度財務諸表関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（総務省）　四
1　平成二五年度における環境省の事務及び事業に関する予定計画の変更に鑑み、同省の定員を改正することとした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（環境省）　四
1　環境省に放射性物質汚染対処技術統括官一人及び放射性物質汚染対処技術統括官の職務を助ける参事官一人を置くこととした。（第二条、第七条の二及び第四一条の二関係）
2　環境省に置かれる放射性物質汚染対処技術統括官及び放射性物質汚染対処技術統括官の職務を助ける参事官は、平成二九年三月三一日まで置かれるものとすることとした。（附則第二項及び第八項関係）
3　その他所要の規定の整備を行うこととした。
4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五五号）（内閣官房）　四
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三四号）の施行期日は、平成二五年九月五日とすることとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二五六号）（内閣官房）　五
1　次に掲げる政令の規定において、株式会社民間資金等活用事業推進機構を追加することとした。（第三条～第六条及び第八条～第一〇条関係）
㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二